

2018年5月11日

各 位

会社名 シンフォニア テクノロジー株式会社 代表者名 取締役社長 古谷浩三

(コード番号 6507 東証第1部)

問合せ先総務人事部総務秘書がループ長

中村達也

(TEL: 03-5473-1800)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日(2018年5月11日)開催の取締役会において、下記の通り、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、2018年6月28日開催予定の当社第94回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」)に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株へ統一することを目指しており、その移行期限は2018年10月1日までとされております。

当社は、上場会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2)変更の内容

2018年10月1日をもって単元株式数を1.000株から100株に変更いたします。

(3)変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1)併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準 (5 万円以上 50 万円未満) に調整することを目的として、株式併合 (5 株を 1 株に併合) を行うものであります。

(2)併合の内容

①併合する株式の種類

普诵株式

②併合の方法・割合

2018年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(2018年3月31日現在)	148,945,611 株
併合により減少する株式数	119,156,489 株
併合後の発行済株式総数	29,789,122 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株 式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3)併合により減少する株主数

2018年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	15,624名(100.00%)	148,945,611 株(100.00%)
5 株未満所有株主	152名 (0.97%)	204株(0.00%)
5 株以上所有株主	15,472 名(99.03%)	148,945,407株(99.99%)

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満をご所有の株主様152名は、 株主としての地位を失うこととなります。

なお、当該株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4)1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して 処分し、端数が生じた株主様に対して、その処分代金を端数の割合に応じて分配いたします。

(5)併合後の発行可能株式総数

株式併合による発行済み株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生 日(2018年10月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	580,000,000 株
変更後の発行可能株式総数	116,000,000 株

(6)併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記 2. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、2018年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、5 億	第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1 億
<u>8,000 万株</u> とする。	<u>1,600 万株</u> とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当会社の単元株式数は、1,000 株とす	第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。
る。	

4. 主要日程

取締役会決議日2018年5月11日 (本日)定時株主総会開催日2018年6月28日 (予定)単元株式数の変更の効力発生日2018年10月1日 (予定)株式併合の効力発生日2018年10月1日 (予定)定款の一部変更の効力発生日2018年10月1日 (予定)

(ご参考)

上記の通り、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日は2018年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は2018年9月26日となります。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についての Q&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数のことです。現在の当社の単元株式数は 1,000 株ですが、これを 100 株に変更するのが、今回の単元株式数の変更であります。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることであります。今回、当社では 5 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A3. 全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株へ統一することを目指しており、その移行期限は 2018 年 10 月 1 日までとされております。

当社は、この趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

また、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準 (5 万円以上 50 万円未満) に調整することを目的として、株式併合 (5 株を 1 株に併合) を行うものであります。

Q4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A4. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、2018 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 5 分の 1 を乗じた数(1 株に満たない端数があるときはこれを切り捨てます。)となります。

また、議決権数は株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日(2018年10月1日(予定))前後で、 ご所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前	
	ご所有株式数	議決権数
例①	1,000 株	1個
例②	500 株	0個
例③	333 株	0個
例④	1株	0個

対力発生後			
ご所有株式数	議決権数	端数株式	
		相当分	
200 株	2個	なし	
100 株	1個	なし	
66 株	0個	0.6 株	
0 株	0個	0.2 株	

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合(上記の例③及び④のような場合)には、当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対して、その処分代金を端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金(端数株式処分代金)は、2018年12月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合前のご所有株式が5株未満の場合(上記の例④のような場合)は、株式併合により ご所有株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたくお 願い申しあげます。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は株式併合前の5分の1になりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、1株当たりの資産価値は5倍になります。したがいまして、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様ご所有の株式の資産価値に影響はありません。

- Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金額への影響はありますか。
- A6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は株式併合前の5分の1になりますが、株式併合の効力 発生後は、併合割合(5株を1株に併合)を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定 ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動する ことはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

- Q7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。
- A7. 特別のお手続きの必要はございません。
- Q8. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。
- A8. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、1 株未 満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社ま たは後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。
- Q9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。
- A9. 次のとおり予定しております。

2018年6月28日 第94回定時株主総会

2018年9月26日※ 100株での売買開始日

2018年10月1日※ 単元株式数の変更の効力発生日

2018年10月1日※ 株式併合の効力発生日

2018年10月1日※ 定款の一部変更の効力発生日

2018年10月下旬※ 株主様へ株式併合割当通知を発送 2018年12月上旬※ 端数株式処分代金の支払い開始

※ 2018 年 6 月 28 日に開催予定の第 94 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決された場合の予定です。

(株主名簿管理人)

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 平日9時~17時

以上